

令和4年度 介護保険施設等実地指導 実施状況

1 サービス別実施状況

サービス種類	事業所数(R4.4.1時点)		対象 c=a-b	計画数	実施数 e
	現存 a	休止 b			
居宅介護支援	78	10	68	22	19
介護予防支援	12	0	12	0	0
訪問介護	75	1	74	27	27
訪問看護	31	3	28	5	4
介護予防訪問看護	30	3	27	5	4
訪問入浴介護	4	0	4	1	1
介護予防訪問入浴介護	4	0	4	1	1
訪問リハビリテーション	4	0	4	1	0
介護予防訪問リハビリテーション	4	0	4	1	0
通所介護	49	3	46	15	14
通所リハビリテーション	7	0	7	5	4
介護予防通所リハビリテーション	7	0	7	5	4
短期入所療養介護	11	0	11	5	4
介護予防短期入所療養介護	10	0	10	4	3
短期入所生活介護	17	0	17	10	10
介護予防短期入所生活介護	15	0	15	9	9
特定施設入居者生活介護	15	0	15	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	10	0	10	1	1
福祉用具貸与	25	2	23	7	7
介護予防福祉用具貸与	25	2	23	7	7
特定福祉用具販売	23	1	22	7	7
特定介護予防福祉用具販売	23	1	22	7	7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0	3	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	47	1	46	14	12
認知症対応型通所介護	10	3	7	2	2
介護予防認知症対応型通所介護	10	3	7	2	2
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	6	0	6	2	2
認知症対応型共同生活介護	21	0	21	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	20	0	20	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	4	3	3
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	10	0	10	4	4
介護老人保健施設	9	0	9	5	4
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
介護医療院	2	0	2	0	0
計	632	33	599	199	184

2 実地指導における指導状況

事業所区分	事業所数 (対象)	実施数	改善報告を求めた事業所数	口頭及び文書指導数
(介護予防)居宅サービス	373	123	10	122
(介護予防)地域密着型サービス	125	43	5	58
居宅介護支援	80	22	8	29
施設サービス	21	9	2	14
計	599	197	25	223

居宅サービス

ア 訪問介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤専従(訪問介護員との兼務は可)でなければならないサービス提供責任者が有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の業務も担当している。</li> <li>・有料老人ホームを兼務する当該事業所の訪問介護員について、有料老人ホームの職員として勤務している時間が訪問介護事業所の勤務時間に算入されている。</li> </ul>
運営に関する事	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価の有無について、重要事項に記載がない。</li> <li>・利用者の状況を把握・分析しているが、アセスメントとしての記録がない。</li> <li>・介護保険外サービスについて、運営規程が整備されていない。</li> <li>・市に対する報告の対象となる事故について、報告を行っていない。</li> <li>・ハラスメント防止の措置として、法人の方針が策定されていたが、相談窓口(担当者)が事業所内で定まっていない。</li> <li>・個人情報利用に関する同意書に、家族の代表欄が設けられていない。</li> <li>・居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられたサービス提供内容とサービス提供記録の内容が一致していない。</li> <li>・指定訪問介護を提供した際に、提供したサービスの内容等を具体的に記録していない。</li> </ul>
報酬に関する事	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業所加算において、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達し、サービス提供終了後に訪問介護員から適宜受ける報告について、報告の記録の保存が不明瞭。</li> </ul>

イ 訪問入浴介護  
指摘事項なし

ウ 訪問看護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実績としての出勤時刻が記録されていない。</li> </ul>
運営に関する事	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護計画書について利用者又はその家族に対して説明し、計画は初回作成時しか同意を得ていない、又は交付をしていない。</li> <li>・職員の研修について実施記録がない。</li> <li>・介護保険外サービス(自費サービス)について定めた運営規程が整備されていない。</li> </ul>
報酬に関する事	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問看護従業者の技術指導を目的とした会議」の中で、主旨となる内容が希薄。</li> </ul>

エ 通所介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制表に常勤・非常勤の別が記載されていない。</li> <li>・勤務表上、実際の配置と辞令での勤務状況が合っていない。</li> </ul>

運営に関すること	7	・重要事項説明書に第三者評価の有無の記載がない。
報酬に関すること	10	・個別機能訓練計画の進捗状況について、目標に対する達成状況が不明瞭。 ・個別機能訓練加算における個別機能訓練目標の設定について、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標となっていない。 ・個別機能訓練加算( )口について、専従の機能訓練指導員1名に加えて、サービス提供時間帯に専従の機能訓練指導員が1名必要だが、専従の機能訓練指導員が1人しか配置されていない。

オ 通所リハビリテーション

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関すること	5	・勤務表について、通所リハビリテーション勤務の従業者と病院勤務の従業者が区分されていない。 ・勤務表について、職務の内容の記載があったが、常勤非常勤の別の記載がない。
運営に関すること	1	・個人情報利用に関する同意書に、家族の代表欄が設けられていない。
報酬に関すること	2	・リハビリテーション提供体制加算の加配職員が誰か、勤務表上不明瞭。

カ 短期入所生活介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関すること	1	・勤務表で職務の内容が不明瞭であった。
運営に関すること	5	・個人情報利用に関する同意書に、家族の代表欄が設けられていない。 ・ハラスメント防止の指針及び事業所での窓口について周知が不十分。
報酬に関すること	0	

キ 短期入所療養介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関すること	0	
運営に関すること	3	・個人情報利用に関する同意書に、家族の代表欄が設けられていない。 ・事故発生の防止他のための委員会において検討された改善策について従業者に周知されていない。 介護老人保健施設と一体的に指導。
報酬に関すること	0	

ク 特定施設入居者生活介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	1	・常勤非常勤の別が勤務表に記載されていない。
運営に関する事	2	・職場におけるハラスメントに対する指針及び相談窓口について、従業員に周知を行っていない。
報酬に関する事	1	・入居継続支援加算における、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引、胃ろう及び経鼻による経管栄養）を必要とする者の占める割合について、毎月記録するものとされているが、毎月の管理帳票等が整備されていない。

ケ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	3	・運営規程に定められた営業時間を通じて福祉用具専門相談員が配置されていない。 ・勤務表で、職務の内容(福祉用具専門相談員)並びに、兼務及び専従についての記載が不明瞭。
運営に関する事	12	・職場におけるハラスメント防止のための指針が整備されていない。 ・月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の計算方法について、運営規程等に記載されていない。 ・個人情報利用に関する同意書に、家族の代表欄が設けられていない。 ・事業所におけるアセスメントの記録がない。 ・福祉用具貸与計画について、福祉用具貸与としての目標になっていない。 ・福祉用具貸与と計画の中で、当該福祉用具が選定された理由の記載がない。 ・事故発生時の対応方法の手順について、事業所内での取り決めがない。
報酬に関する事	0	

地域密着型サービス

ア 地域密着型通所介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	7	・勤務表で、職務の内容及び常勤非常勤の別が不明瞭。 ・生活相談員及び介護職員を兼務している職員が、いずれの業務にどれだけ従事するかを勤務表上不明瞭。
運営に関する事	23	・重要事項説明書に第三者評価の有無について記載がない。 ・個人情報利用に関する同意書について、家族の代表者欄が設けられていない。 ・介護保険外サービス(自費サービス)について定めた運営規程が整備されていない。 ・運営推進会議について、利用者利用者家族の一方に対してしか参加を要請していない。 ・運営推進会議を6月に1回以上の頻度で開催していない。 ・掲示等の方法で運営推進会議の内容(議事録)を公表していない。
報酬に関する事	4	・個別機能訓練加算における個別機能訓練目標の設定について、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標となっていない。 ・個別機能訓練加算( )口について、専従の機能訓練指導員1名に加えて、サービス提供時間帯に専従の機能訓練指導員が1名必要だが、専従の機能訓練指導員が1人しか配置されていない。

イ 認知症対応型通所介護  
指摘事項なし

ウ 小規模多機能型居宅介護

項目	件数	主な指導事項
----	----	--------

基本方針・一般原則	0	
人員に関すること	0	
運営に関すること	3	・重要事項説明書に第三者評価実施状況について記載がない。
報酬に関すること	0	

エ 認知症対応型共同生活介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関すること	3	・介護福祉士であることを確認するときに、介護福祉士登録証を用いて行っていない。
運営に関すること	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の代表者欄が設けられていない。</li> <li>・重要事項説明書に第三者評価実施状況について記載がない。</li> <li>・虐待防止・身体拘束廃止のための委員会の議事録が残されていない。</li> <li>・身体拘束等の適正化の取り組みについて、就寝時に身体拘束を実施する必要のある利用者に対して、身体拘束の発生ごとに記録を行っていない。</li> <li>・掲示等しかるべき方法で運営推進会議の内容（議事録）を公表していない。</li> <li>・利用料の他に支払いを受けるものについて、重要事項説明書中、本来請求することができない費用（通院や買い物代行等）が含まれている。</li> </ul>
報酬に関すること	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療連携体制加算 について、利用者又はその家族に重度化した場合の指針の内容を説明して同意を得ることになっているが、同意に至るまでの経過が不明瞭。</li> <li>・口腔衛生管理体制加算について、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に当該事業所における目標の記載されていない。</li> </ul>

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関すること	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表で職務の内容が不明瞭。</li> <li>・勤務表上、昼間に常時ユニットに介護職員がいるかどうか不明瞭。</li> </ul>
運営に関すること	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書中、第三者評価の実施の有無について記載がない。</li> <li>・事故についての記録について、計画作成担当者が管理ができる体制になっていない。</li> <li>・施設サービス計画について、短期目標の達成期間の設定が個別に検討されておらず、一律3か月となっていた。</li> </ul>
報酬に関すること	0	

居宅介護支援

ア 居宅介護支援

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表の作成について、常勤非常勤の別、勤務時間の記載がない。</li> <li>・勤務表上、誰が管理者か不明瞭。</li> </ul>
運営に関する事	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを重要事項説明書に記載していない。</li> <li>・前6月間に作成されたケアプランの総数のうちに「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」が位置付けられたプランが占める割合について重要事項説明書に記載していない。</li> <li>・前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等毎の回数の中に同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合等（上位3位まで）について重要事項説明書に記載していない。</li> <li>・居宅サービス計画策定に係るアセスメントの課題分析標準項目（23項目）について、全て満たすように実施していない。</li> <li>・アセスメントで、利用者の状態像が具体的に記載されておらず、居宅サービス計画に必要なサービスを位置付けた根拠が不明瞭。</li> <li>・サービス担当者会議の実施（照会を含む）を失念しており、適切な時期に行われていない。</li> <li>・居宅サービス計画変更時にアセスメントを実施した記録が残されていない。</li> </ul>
報酬に関する事	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院・退所加算について、カンファレンスを実施後、その結果を踏まえたケアプランが作成されていない。</li> </ul>

施設サービス

ア 介護老人福祉施設

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の勤務時間等、勤務体制が勤務表に記載されていない。</li> <li>・勤務表で職務の内容が明確になっていない。（介護支援専門員及び生活相談員）</li> </ul>
運営に関する事	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書中、第三者評価の実施の有無について記載がない。</li> <li>・利用料の徴収の範囲を超えた徴収を行っている。（通院同行の付添い費用及び燃料費等）</li> </ul>
報酬に関する事	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤職員配置加算について、機能訓練指導員の勤務時間も延夜勤時間数として算入して算出している。</li> </ul>

イ 介護老人保健施設

項目	件数	主な指導事項
基本方針・一般原則	0	
人員に関する事	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が、勤務表で常勤と読み取れない。</li> <li>・医師が同一敷地内の診療所で勤務している時間について勤務表中に記載しておらず、常勤であるか不明瞭。</li> </ul>
運営に関する事	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報利用に関する同意書に、家族の代表欄が設けられていない。</li> <li>・事故発生の防止他のための委員会において検討された改善策について従業者に周知されていない。</li> <li>・施設サービス計画の長期目標及び短期目標の期間の設定について、入所者の状況に合わせず、一律に期間設定を行っている。</li> </ul>
報酬に関する事	0	